

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名: 株式会社ソニック
住所: 東京都西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎東松原10-22

2. 指名停止措置期間: 自 令和5年1月27日 1ヵ月
至 令和5年2月26日

3. 事実概要

上記業者の元役員ら3人は、令和2年7月1日、潜水艦など軍用用途に転用可能な高性能ソナー(水中音波探知機)を無許可で横浜港から輸出したとして、兵庫県警などから令和3年11月17日、外国為替及び外国貿易法違反の容疑で逮捕され、元役員は同年12月に略式命令により罰金の処分を受けた。

4. 指名停止措置理由

上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第15号に該当する。

<指名停止措置要領別表第2第15号>

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

○問い合わせ先

国土交通省 国土技術政策総合研究所
総務部 契約財産管理官 鈴木 一夫
茨城県つくば市旭1番地 電話029-864-0564